

障害福祉分野就職支援金手続の流れ

●申請～就職支援金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の離職日から、介護職員等として就労する前日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「届出書（兼求職登録票）」及び「就職支援金貸付利用計画書（別記様式第 24 号）」を提出。 「福祉のお仕事」の届出制度に Web 登録を行う。	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
内定次第	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに内定（決定）した事業所名、就業開始日、勤務形態等を連絡。	
就職後（3 カ月以内）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① 貸付申請書 （別記様式第 23 号） ※保証人・生計を一にする家族の所得証明を添付すること。 ② 介護職員初任者研修以上の研修の修了証の写し ③ 住民票 （世帯全員分、マイナンバー不要、発行から 3 カ月以内） ④ 業務従事証明書 （別記様式第 10 号） ※就業先に証明を受けること	
		締切後、審査・貸付決定 貸付決定通知書を送付
指定の提出期限まで （貸付決定から約 3～4 週間程度）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① 借用証書 （別記様式第 11 号） 借用証書に 収入印紙 を貼付すること。 ② 振込口座届出書 （別記様式第 12 号） 通帳写し等口座情報が分かるものを貼付する。 ③ 借受者・保証人の印鑑登録証明書 ④ 返還猶予申請書 （別記様式第 16 号）	

借用証書提出期限から約3～4週間後		就職支援金交付（一括）
		返還猶予決定 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び就職支援金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<https://tochigikenshakyo.jp/pages/37/>) からダウンロードできます。
- 届出書及び就職支援金貸付利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口に直接お越しください。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や就職支援金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 業務従事証明書 （別記様式第10号）」を <u>栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センター</u> へ提出。	就業状況を確認
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 返還免除申請書 （別記様式第19号）」を <u>栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センター</u> へ提出。	
		返還免除決定 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にご案内する「障害福祉分野就職支援金貸付の手引」をご覧ください。